

宇宙開発フォーラム実行委員会規約

2008年（平成20年）2月2日 制定

同年 12月20日 改正

2010年（平成22年）7月3日 改正

2010年（平成22年）12月19日 改正

2011年（平成23年）7月9日 改正

第1章 総則

第2章 会員

第1節 総則

第2節 入退会

第3節 会員名簿

第3章 機関

第1節 総則

第2節 総会

第3節 定例会

第4章 役員

第1節 総則

第2節 代表

第3節 事務および勉強会総括

第4節 部局総則

第5節 各部局各則

第5章

第1節 選挙規則

第2節 代表選挙への立候補

第3節 選挙管理委員会

第4節 選挙日程・立候補・告示

第5節 選挙運動

第6節 投開票

第6章 勉強会

第7章 雑則

附則

第1章 総則

【名称】

第1条 1. 本団体の名称は宇宙開発フォーラム実行委員会という。

2. 略称はSDF（SPACE Development Forum Executive Committee）とする。

【活動拠点】

第2条 主な活動拠点は国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区代々木神園町3番1号）とする。

【団体の目的】

第3条 本団体は文科系と理科系の融合を掲げ、宇宙開発および宇宙開発に関連する分野についてのテーマを社会科学的視点から考察する機会を社会に対して広く提供することを目的とする。

【活動内容】

第4条 前条の目的を達成するため、本団体は宇宙開発フォーラムの開催を中心として、それに付随した開催準備、調査、研究、交流などの諸活動を行うものとする。

【宇宙開発フォーラム】

第5条 宇宙開発フォーラムとは、第3条の目的を達するために、以下の各号に掲げる具体的目的を中心として、毎年1回本団体によって開催される参加型シンポジウムである。

- ① 宇宙開発に関連する分野についての多方面の学生、研究者、実務家の交流
- ② 宇宙開発に関連する分野についての社会に対する知る機会の提供
- ③ 宇宙開発に関連する分野についての社会科学を中心とした学際的アプローチの探究
- ④ 宇宙開発の発展を担う新たな人材の発掘・育成

【会期】

第6条 1. 本団体の会期は、総会から次の総会までの1年間とする。

2. 役員の任期、会計会期もこれに従う。

【会計】

第7条 会計は単年度会計とする。会期をまたいで予算は認めない。但し、総会がその必要を認めた場合はこの限りではない。

第2章 会員

第1節 総則

【会員資格】

第8条 本団体の会員は、以下に示す条件を共に満たす者とする。

- ① 第3条の目的に賛同した者
- ② 特段の事情がある場合を除き、大学生および修士課程の大学院生

【会員の義務】

第9条 本団体の活動に際して、会員は本規約を尊重し、第3条の目的を達成するため、代表および各チーフの指示の下に、相互に協力する義務を負う。

【会員の責任】

第10条 1. 本団体の活動に際して発生した責任については、原則として全会員が平等に、かつ連帯して責任を負う。

2. 当該責任が明らかに個人で負うことがふさわしい種類のものであると代表が判断した場合、当該責任の発生にもっとも関わった会員が、その責任を負う。

【個人責任の減免】

第11条 1. 前条2項に定める責任については、総会若しくは定例会の決議によりその一部または全部を減免することができる。

2. 減免した責任は、全会員が平等に負うものとする。

第2節 入退会

【入会手続き】

第12条 1. 本団体に入会しようとする者は、入会意思書を提出する。

2. 入会意思書は、代表の定める形式による。

【入会の許可と会員権能の始期】

第13条 1. 入会意思書の提出を受けた代表は、その諾否の決定を行い、定例会で会員に告知する入会許可宣言を行うことにより、入会意思書提出者は会員となる。

2. 上記手続きにより、会員となった者は、本規約に定めのある会員の権利を行使し、義務を負う。会員としての権能は入会許可宣言直後に始まる。

【自然退会】

第14条 会員が第8条に定める資格を喪失したとき、特段の事情が無ければ自動的に退会するものとする。

【任意退会】

第15条 1. 会員がその都合により本団体の活動より離れる場合は、退会意思書を代表に提出する。

2. 退会意思書は、代表の定める形式による。

3. 退会意思書の提出を受けた代表は、退会の諾否の決定を行い、定例会で会員に告知する退会許可宣言を行うことで退会が成立する。

4. 代表が退会を申し出た場合、事務を司る者（事務総括または総務チーフ）が代表に代わり第13条および本条に定める退会に関する一切の事務を執行する。

【会員の継続】

第16条 1. 1会期が終わり、次会期も本団体の活動に参加しようとする者は、継続意思書を代表に提出する。

2. 継続意思書は、代表の定める形式による。

【機関の長であった退会者に関する特例】

第17条 当該会員が第54条に定めた役員であった場合、当該会員が退会意思書を提出した後、退会許可宣言を行うまでに代表はその後任を定めなければならない。

【退会者の権能の消失】

第18条 1. 退会の効果は、退会許可宣言の直後に生じる。退会許可宣言は定例会または総会で行い、宣言後直ちに、当該会員は、その会員として一切の権能を失う。

2. 代表が不当に退会許可宣言を遅らせ、退会を予定していた会員に、本来退会によって免れ得た責任が発生した場合、その責任の一切は代表に帰属する。

【退会者の責任】

第19条 1. 退会者は、原則として会員であった期間の責任を問われない。

2. 退会者についてもその責任を負うのが適当と総会で決議された場合、会員であった期間の全体責任を負う。

3. 個別具体的な責任についても、総会決議によらず負わされることはない。

第3節 会員名簿

【会員名簿の作成】

第20条 1. 代表は、適正な手続きを経て会員となった者の名簿を作成しなければならない。

2. 代表は、名簿の作成・管理等の業務（以下名簿業務という）を指定した者に委託することができる。

3. 名簿に記載する事項については、代表がこれを定める。但し、氏名、連絡先、会員の種別は必ずこれを記載しなければならない。

4. 名簿記載事項に変動があった場合は、代表にその旨本人が申し出て記載を変更することができる。但し、会員種別の変動については代表のみが変更を通告できる。

【会員の種別】

第21条 会員には次の2つの種別を置く。

① 実働会員

② 休会会員

【実働会員】

第22条 実働会員は、継続的に定例会および総会に出席し、本団体に主体的に携わっている者をいい、本規約

に定めるすべての権能を行使し、義務を負う。

【休会会員】

第23条 1. 休会会員は、合理的な理由なく定例会および総会を1ヶ月間欠席した者および自らの意思で代表に休会を申し出た者をいう。

2. 休会会員は実働会員復帰の旨、代表に連絡し、1ヶ月間継続的に本団体に主体的に携わることにより実働会員に復帰する。

第3章 機関

第1節 総則

【設置機関】

第24条 本団体には以下の機関を置く。

- ① 総会
- ② 定例会

第2節 総会

【総会の性質と決議事項】

第25条 総会は本団体の最高意思決定機関であり、本団体の運営について以下の各号に規定する重要事項について会員の合議によってこれを決する。

- ① 新年度の代表の選任
- ② 前年度の決算報告
- ③ 前年度の総括報告
- ④ その他本団体の運営において重要な事項

【総会の定足数】

第26条 総会の定足数は、実働会員の3分の2以上とする。

【総会の種類】

第27条 総会は年に1回原則12月に開催される定例総会と、実働会員の3分の1以上の要求または代表によって招集される臨時総会、代表解任動議の可決に伴う代表再選出総会をいう。

【総会の議長】

第28条 1. 総会の議事進行にあたっては、その時点までの代表またはその指名した者が議長を務めることとする。

2. 代表は総会開催にあたり、議長を当該総会前日までに指名するか自ら行うか決定し、web その他の適切な手段を通じて全会員に告知しなければならない。

【総会の議事録】

第29条 総会の議事録作成は議長の指名した者がこれを行う。議事録作成者は、当該総会の翌々日までに議事録を作成し、web その他の適切な手段により全会員にこれを周知しなければならない。

【総会の議決要件】

第30条 総会の議決要件は総出席会員の過半数とする。

【総会における各会員の投票権】

第31条 総会における投票権は実働会員につき1票で、議長および休会会員はこれを有さない。但し、可否同数の場合、団体のために議長がこれを決する。

【総会に欠席する会員の投票権の委任】

第32条 総会を欠席する会員は、他の出席する会員に委任することで議決に参加することができる。

【委任の手続き】

第33条 委任に際しては委任する会員、委任する範囲を明記した上で、委任した会員および委任された会員双方から書面若しくは電子メールにより議長に委任状を提出しなければならない。

【委任の効力の始期】

第34条 委任は、議長が、委任者の提出した委任内容と被委任者提出した委任内容の双方の同一性を確認した時点で有効となる。

【委任を行って欠席した会員の扱い】

第35条 委任を行って欠席した会員は、議決に際して、出席会員の数に含めることとする。

【総会決議無効確認請求】

第36条 総会決議に重大な瑕疵が存在した場合、実働会員の3分の1以上の請求により、請求者の代表は無効確認の動議を総会若しくは定例会に提出することができる。但し、総会決議から3ヶ月経過した後、または、決議内容に重大な影響を及ぼさない軽微な瑕疵については、治癒したものと見なす。

【総会決議無効確認請求の審議】

第37条 総会決議無効確認の動議の提出を受けた総会若しくは定例会は、全ての議事に優先して議長がこれを審議する。

【総会決議無効確認請求の審議遅延】

第38条 議長が総会決議無効確認請求の審議を正当な理由なく遅延した場合は、次条に定める議長解任の対象となる。

【総会における議長の解任】

第39条 総会の議事運営に際して、著しく議長に相応しくないと判断した場合、実働会員は議長解任動議を提出することができる。

【議長解任動議の審議】

第40条 議長解任動議は最優先でこれを扱い、第54条に定める事務総括（設置していない場合は総務チーフ）が解任請求動議議事進行者となり、議長に代わり動議の審議を行う。

【解任の決定】

第41条 第39条、第40条に基づき、審議を行い、出席会員の3分2以上の賛成があれば解任請求動議議事進行者は職権により、議長を解任することができる。

【解任後の総会議長】

第42条 総会議長解任後は、解任請求動議議事進行者が臨時で議長職権を行い、新議長を選任する。選任された新議長は、総会議長として職権を行使する。

【解任前の決議の有効性】

第43条 議長解任前の決議は、手続きに瑕疵のある場合を除き、有効である。

第3節 定例会

【定例会】

第44条 第3章第2節に定める総会とは別に、会員全員が参加する定例の全体会議として定例会を置く。

【定例会の頻度】

第45条 定例会は原則週に1度、第2条に定める住所を原則として開催する。

【定例会の議決効力】

第46条 定例会の議決は総会のそれに次ぐ。総会が定例会と異なる議決を行った場合、総会の議決が定例会のそれに優越する。

【定例会の議長】

第47条 1. 定例会の議長は、代表若しくは代表の指名した会員が行い、本規約の範囲内において、その裁量によって議事を進めることができる。議長の権能は第28条の規定を準用する。

2. 代表は定例会開催にあたり、議長を当該定例会前日までに指名するか自ら行うか決定し、webその他の適切な手段を通じて全会員に告知しなければならない。

【定例会の議事録】

第48条 定例会の議事録作成は、議長の指名した者がこれを行う。議事録作成者は原則として定例会翌日までに議事録を作成し、webその他の適切な手段により全会員にこれを周知しなければならない。

【定例会の議決要件】

第49条 定例会の議決要件は出席会員の過半数とする。

【定例会における各会員の投票権】

第50条 定例会における投票権は各出席会員につき1票で、議長および休会会員はこれを有さない。但し、可否同数の場合、団体のために議長がこれを決する。

【定例会投票権の委任】

第51条 定例会における投票権の委任は、第32条から第35条を準用する。

【定例会決議無効請求】

第52条 定例会決議無効請求は第36条から第38条の規定を準用する。

【定例会における議長の解任】

第53条 定例会における議長の解任は第39条から第43条の規定を準用する。

第4章 役員

第1節 総則

【役員】

第54条 本団体の役員は以下とする。

1. 代表1名
2. 事務総括、勉強会総括を各1名以内
3. 事務総括がある場合は事務総括下に、ない場合には代表直下に第4項各号に定めるチーフを各1名
4. ① 総務チーフ
② 渉外チーフ
③ 会計チーフ
④ 広報チーフ

第2節 代表

【代表の責任】

第55条 代表は本団体を対外的に代表する。

【代表の権能】

第56条 代表は本規約に定める各種職権を有する。

【代表の選出】

第57条 代表は総会により選出し、その選出方法は本節に定めるところを除き、第5章に定めるところによる。

【代表の立候補】

第58条 代表への立候補の方式は第5章に定める。

【代表立候補者不存在の場合】

第59条 立候補の要件を満たす者がいない場合、若しくは代表の選出が何らかの事由で行い得なかった場合は、前年度代表が、臨時代表として代表の選出が行われるまで代表の職に当たる。

【代表の解任】

第60条 実働会員は、代表がその任にふさわしくないと判断した時は、代表の解任についての動議を総会若しくは定例会に提出できる。

【代表解任動議提出の要件】

第61条 代表解任動議は、動議を提出した会員を含んで実働会員の5分の1以上の共同提案者を必要とする。

【代表解任動議の審議】

第62条 代表解任動議は、当該動議の共同提案者および代表を除いた者のうち実働会員から議長を選出し、審議を行う。

【代表解任動議の議決要件】

第63条 代表解任動議は、実働会員の3分の2以上の賛成により可決される。

【代表解任後の代表職権】

第64条 代表解任動議が可決された場合、事務総括が設置されている場合は事務総括が、設置されていない場合は、総務チーフが臨時代表として代表が再選出されるまでその職権を行う。

【代表の再選出】

第65条 代表解任動議が可決された場合、次回の定例会を代表再選出総会として開催し、第5章を適用し、新たな代表の選出を行う。また、代表選出総会は代表選出以外の権能を有しない。

【解任後再選出された代表の権能とその終期】

第66条 代表再選出総会で選出された代表は、第56条に定める権能を有し、第6条に定める任期で代表職権を行使する。

第3節 事務および勉強会総括

【総括の人数】

第67条 事務および勉強会総括は、各1名以内でこれを置くことができる。

【各総括の指名】

- 第68条
1. 各総括は代表がこれを指名する。
 2. 事務総括および勉強会総括は、代表が指名した後、総会の同意を持って任命される。

第4節 部局総則

【部局の設置】

- 第69条
1. 本団体は、総務、渉外、会計、広報の部局を置く。
 2. 本条第1項に定める部局の他に代表は実働会員の意見をもとに、本団体内に職分に応じた部局を任意に設けることができる。それらの部局の数および種別は代表の裁量に属する。

【チーフ】

- 第70条
1. 総務、渉外、会計、広報については原則それぞれにチーフを指名しなければならない。
 2. 代表は任意に設置した部局についてもチーフおよびを指名しなければならない。
 3. 本条第1項、第2項により指名を受けたチーフは総会若しくは定例会での同意をもってできる各部局チーフとして活動する。

【チーフの定例会説明責任】

第71条 各チーフは、その担当する職務について定例会に報告し、必要な説明を行う責任を有する。

【チーフの変更】

第72条 チーフの変更や部局の担当領域の変更については、代表が発議し、定例会での承認を求めることができる。

第5節 各部局各則

【総務】

- 第73条 1. 総務部局は、本団体の円滑な活動を確保することを目的とする。
2. 総務部局は、前項の目的を達するため、会場確保および会員の出欠確認等を含む、総会、定例会の開催準備をはじめとする本団体の各種活動に際しての場所、物品の確保および本団体の内部情報の web による共有・管理を行う。

【渉外】

- 第74条 1. 渉外部局は、渉外活動を通じて本団体の健全な財務運営を図ることを目的とする。
2. 渉外部局は、前項の目的を達するため、本団体を協賛・後援する企業の開拓・連絡・交渉を行う。

【会計】

- 第75条 1. 会計部局は収入支出管理を通じて本団体の健全な財務運営を図ることを目的とする。
2. 会計部局は、前項の目的を達するために、本団体の会計について記録し、代表の逐次の同意の下、必要な金員の出納を行う。
3. 会計部局は、定例会時の会計報告の他に総会時に年度会計報告を行う。

【広報】

- 第76条 1. 広報部局は、本団体を広く一般に認知させることおよび本団体の活動の更なる発展と学生間の交流の活発化と本団体の運営にあたって必要な会員数を確保することを目的とする。
2. 広報部局は、前項の目的を達成するために、本団体の活動を紹介する各種の頒布物の作成、本団体を支援・協力・互助する学生団体の開拓・連絡・交渉、本団体の新生を対象とした勧誘活動と育成および本団体の対外的な web ページの管理を行う。

第5章 選挙

第1節 選挙総則

【本章の適用範囲】

- 第77条 1. この章に規定する事項は、総会および代表再選出総会における代表の選出に適用する。但し、代表がその必要を認めた場合、他の役員を選出に準用することを妨げない。
2. 本章の規定を他の役員選挙準用する場合、総会または定例会で過半数の承認を得なければならない。

第2節 代表選挙への立候補

【代表選挙への立候補】

- 第78条 1. 代表選挙の立候補者は本団体の実働会員でなければならない。
2. 代表選挙には自ら立候補を届け出なければならない。
3. 代表選挙への立候補の方式は本章第2節に定める選挙管理委員会の定めるところによる。

【推薦人の人数】

- 第79条 推薦人の人数は選管と代表が協議の上、適切な範囲内で決定する。

【推薦人の性質】

- 第80条 推薦人は、代表選挙立候補者の身分を保証する性質を有するのみで、推薦によって投票行動は制約されない。

【推薦人の選挙活動】

- 第81条 推薦人の選挙活動はこれを一切認めない。

【推薦人の違反】

- 第82条 推薦人が後に定める選挙運動に違反した場合でも、候補者との明らかな連帯がなければ立候補者と別

に処分する。

【代表立候補者不存在の場合】

第83条 立候補の要件を満たす者がいない場合、若しくは代表の選出が何らかの事由で行い得なかった場合は、前年度代表が、臨時代表として代表の選出が行われるまで代表の職に当たる。

第3節 選挙管理委員会

【選挙事務管掌者】

第84条 1. 選挙に関する事務は、特別の定めがある場合を除き選挙管理委員長が管理する。

2. 選挙管理委員長は、必要に応じて選挙管理委員を適切な範囲で置き、選挙管理委員会を構成することができる。

【選挙管理委員長の指名】

第85条 1. 選挙管理委員長は代表が指名する。但し、その指名は総会または定例会において過半数の承認を得なければならない。

2. 選挙管理委員は、選挙管理委員長が指名した後、総会または定例会で過半数の承認を得なければならない。

3. 第65条に定める場合、選挙管理委員長は定例会若しくは総会で新たに指名する。

【選挙管理委員長の権能】

第86条 選挙管理委員会は以下の各号に定める権能を有する。

1. 選挙の手続きに関する各種決定
2. 選挙の運営
3. 開票
4. 投票結果の告示
5. その他、選挙の運営に関して必要と認められる事項

【選挙管理委員会の運営】

第87条 選挙管理委員会の運営は以下の各号に定める方式による。

1. 選挙管理委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
2. 選挙管理委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
3. 選挙管理委員会による迅速な決定が求められ、かつ選挙管理委員会での議論が困難であると選挙管理委員長が判断した場合に限り、選挙管理委員長は選挙管理委員会の機能を代行することができる。
4. 前号適用の場合、選挙管理委員長は事後速やかに選挙管理委員会を招集し決定を報告する義務を負う。
5. 選挙管理委員会は本章の目的を達成するため、選挙事務に関して適切な範囲内で拘束力のある決定その他適切な処置をとることができる。

第4節 選挙日程・立候補・告示

【選挙日程の設定】

第88条 選挙日程は、別途選挙管理委員会の定めるところによる。

【公示および告示】

第89条 選挙に立候補する者は、公示期間中に選挙管理委員会に選挙管理委員会の定める方式により届け出るものとする。

【立候補者の告示】

第90条 選挙管理委員会は、公示期間終了後直ちに全届出者の氏名を書面若しくは電子メールにより会員に告示しなければならない。

【立候補者の義務】

第91条 立候補者は届出者が告示されるまで自らの立候補につき、積極的に宣伝ないし選挙活動と推定されるような発言を慎む義務を有する。

第5節 選挙運動

【選挙運動】

第92条 選挙運動は、選挙運動期間でなければすることができない。

【禁止事項】

第93条 選挙運動において次の各号に定める事項を禁止する。

1. 全会員に対して禁止する事項。
 - ① 選挙管理委員会の業務妨害
 - ② 選挙運動の妨害
 - ③ 候補者に対する侮辱および名誉棄損
2. 候補者および運動にかかわって禁止する事項。
 - ① 他の候補者に対する中傷
 - ② 投票の強要、脅迫、買収
3. 第95条に定められた義務を著しく逸脱する行為。
 - ① 4. 選挙管理委員会に対して禁止する事項。特定の候補者の活動への加担
 - ② 選挙管理委員の地位を利用した特定の候補者に関する会員への働きかけ
4. その他選挙管理委員長または委員会が著しく公平性に反するもの、また公序良俗に反すると指定するもの。

第6節 投開票

【選挙の方法】

第94条 選挙の方式は次の各項に定める方式とする。

1. 投票は秘密投票によりこれを行う。
2. ① 選挙人は、選挙当日交付される投票用紙に当該選挙の候補者の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。
 - ② 信任投票の場合は、選挙当日交付される投票用紙に「信任」若しくは「不信任」どちらかを自書して、これを投票箱に入れなければならない。
3. 不信任票・棄権票は投票総数に含める。
4. 投票の方法は、本章第2節および選挙管理委員会の定めるところによる。
5. 第4項に定める方法は選挙運動1日目までに全会員に告示されなければならない。

【投票における禁止事項】

第95条 投票において次の各号に定める行為を禁止する。

- ① 選挙および選挙管理委員会に対する妨害
- ② 委任の方法によらない代理投票
- ③ 投票日の選挙運動および特定の個人への投票への呼びかけ

【開票】

第96条 開票は投票期間終了後の総会期間中に行われる。

【無効票】

第97条 投票において次の各号に該当するものは、無効とする。

- ① 候補者でない者の氏名を記載したもの
- ② 一投票中に二人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ③ 第94条に定める事項の他に、他事を記載したもの

④ 投票者の自書でないと認められるとき。但し、本規約第3章第2節第32条 から第34条に定める場合で議長または委任を受けた会員が投票を行う場合はこの限りではない

⑤ 記載した事項について確認しがたいとき

⑥ その他第94条に定める方法以外で投票したとき

【選挙のやり直し】

第98条 第95条に定める違反者が存在した場合および投票総数が投票者数を上回った場合は、投票を無効とし、再投票を行う。

【投票の方法】

第99条 1. 立候補者が複数の場合は代表候補者選出投票(以下選出投票とする)および信任投票を行うものとする。但し以下の場合は信任投票を省略することができる。

①選出投票の結果総票数の過半数を獲得する候補者が存在した場合

②第103条1項の結果総票数の過半数を獲得する候補者が存在した場合

2. 立候補者が1名の場合は信任投票のみを行うものとする。

【当選者のなかった場合】

第100条 1. 選出投票の結果上位2名以上の候補者が同数の票を獲得した場合、その候補者による決選投票を行う。

2. 決選投票においても最多得票候補者が2名以上存在した場合、選挙管理委員長が団体のために投票を行う。この投票は会員としての投票で、個人の良心によるもので、選挙管理により制約を受けない。

【信任投票】

第101条 次の場合は信任投票を行うものとする。

①選出投票の結果最も得票が多かった候補者が1名であり、かつ総票数の過半数を獲得することができなかつたとき。

②決選投票の結果最も得票が多かった候補者が1名であり、かつ総票数の過半数を獲得することができなかつたとき。

① 挙管理委員長による投票が行われた場合

【信任投票の当選者の決定】

第102条 信任投票は総票数の過半数の信任票を得た場合当選とする。但し、信任および不信任票が同数の場合は信任とする。

【決選投票の方法】

第103条 決選投票の方法は、投票に準ずる。

【決選投票の効力】

第104条 決選投票の効力は通常のそれと同一とする。

【選挙管理委員長の解任】

第105条 選挙管理委員長が著しくその任に不適と認めた場合、代表解任の手続きを準用し、解任を請求することができる。

【選挙違反の処分】

第106条 本章に定める違反を行った者には、第113条から第116条までに定める警告の手続きを準用し、警告を行うことができる。

第6章 勉強会

【勉強会】

第107条 本団体は第3条の目的を達成するため、会員の能力を向上させ、会員相互の交流と親睦を図ることを目的として、勉強会を行う。

【勉強会の方式】

第108条 代表および勉強会総括は、勉強会の方式や担当者等を合議によりに決定することができる。

【勉強会の主催】

第109条 実働会員は勉強会の企画を勉強会総括に提出し、実働会員に諮り、承認されれば当該勉強会のチーフとして勉強会を行う。但し、勉強会チーフを兼職することはできない。

【勉強会の参加資格】

第110条 勉強会には会員が参加できる。実働会員は任意の勉強会に複数所属することを妨げられない。また、代表が認めた場合は会員以外が参加することを妨げない。

第7章 雑則

【警告】

第111条 代表は、以下に定める目的と要件に従い、「代表警告」、「全体警告決議」を行うことができる。

【代表警告】

第112条 代表は、会員が本規約に違反し、あるいは、第3条の目的に反し、または、本団体の円滑な運営を損なう行動に及んだ際、問題となる行動内容および必要であればその問題を抑止するための禁止や制限の指示を明示した上で2名以上の会員の立会いの下、「代表警告」を発することができる。

【全体警告決議】

第113条 第113条に定める「代表警告」にも関わらず、状況が改善されないと代表が判断した場合、代表は、定例会において、当該会員に対する「全体警告決議」を行うよう動議することができる。

【全体警告決議の議決】

第114条 「全体警告決議」の議決には出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

【除名】

第115条 「全体警告決議」の後、なおも状況が改善されないと代表が判断した場合、代表は定例会に当該会員の「除名決議」を行うように動議を提出することができる。

【除名決議の議決】

第116条 「除名決議」は、実働会員の3分の2以上が除名に同意した場合に可決され、当該会員は本団体より除名される。

【除名会員の権能の消失】

第117条 除名決議の議決を受けた会員は、議決成立後、直ちに会員としての権能一切を失う。

【除名会員の不服申し立て】

第118条 除名された会員は不服申し立てを行うことができる。

【不服申し立て手続きの要件】

第119条 除名に関し不服申し立てを行おうとする者は、3名の実働会員たる不服申し立て補助人と共に不服申し立てに対する合理的な理由を書面で代表に対して示して不服申し立てを行うことができる。

【不服申し立て手続きの審議】

第120条 1. 第120条の要件を満たした場合、代表は定例会また総会において不服申し立てを審議し、資格回復の可否を多数決により決する。

2. 不服申し立てが正当であると実働会員の3分の2以上の会員が判断した場合、会員としての資格を回復する。

3. 実働会員の3分の2以上が不服申し立てを正当と判断しなければ不服申し立ては否決され、会員としての権能を永久に失う。

【本規約の改正】

第121条 本規約は、定例会または総会において出席会員の過半数の賛成および代表の同意をもって改正することができる。

【規約改正の効力の始期】

第122条 改正された規約は議決後直ちに直ちに全会員に告知され、告知の1週間後に発効する。但し、代表がその必要を認めるときは、会員の過半数の同意をもって、この期間を短縮することができる。

附則

【本規約の経緯】

1. 本規約は、「宇宙開発フォーラム実行委員会運営規約」として、2008年（平成20年）2月2日に制定された。

2. 同年12月20日に改正された。

3. 本規約は2010年7月3日に「宇宙開発フォーラム実行委員会運営規約」から「宇宙開発フォーラム実行委員会規約」として改称の上、大幅に改正し、2008年12月20日本規約第32条に基づき過半数の賛成を得た後、代表が発効期間の短縮の必要を認めたため、全会員の過半数の賛成をもって、2010年7月3日の定例会で即時発効した。

4. 2010年12月19日に2010年7月3日本規約第92条に基づき一部改正し、第93条に定める発効期間の短縮を代表が認めたため同日の総会で可決後、即時発効した。5. 2011年7月9日に本規約第121条に基づき、一部改正し、第122条に定める発効期間短縮を代表が認めたため、同日の定例会で可決後、即時発効した。SDF 宇宙開発フォーラム実行委員会

以上